

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

【令和4年度】						
物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
da Vinci Xiサージカルシステム、有償保守	事務部管財課 真岡市中郷271	令和4年11月18日	インテュイティブサージカル合同会社 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル	145,613,160 円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

備考
(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。